注1　「事業者名」の欄には、左欄に掲げる種別に係る仮想移動電気通信サービスの提供に当たり、自らの電気通信設備と電気通信回線設備を接続し、又は卸電気通信役務の提供を受けている電気通信事業者の名称を記載すること。

2　「契約数」の欄には、左欄に掲げる種別ごとの合計数を記載すること。また、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。

3　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

4　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気通信事業報告規則（以下「新報告規則」という。）の規定は、報告期限が平成二十五年十月一日以降である報告から適用する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に新報告規則第一条第二項第十七号に規定する仮想移動電気通信サービスを提供している者は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則様式第四による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。

規　則

○公正取引委員会規則第三号

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）第二条第一項第一号の大規模小売事業者を定める規則を次のように定める。

平成二十五年九月十日　　公正取引委員会委員長代理委員　濵田　道代

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第二条第一項第一号の大規模小売事業者を定める規則

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項第一号の大規模小売事業者は、一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者（特定連鎖化事業（中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第十一条第一項に規定する特定連鎖化事業をいう。以下同じ。）を行う者を含む。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　前事業年度における売上高（特定連鎖化事業を行う者にあっては、当該特定連鎖化事業に加盟する者の売上高を含む。）が百億円以上である者

二　次に掲げるいずれかの店舗を有する者

イ　東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にあっては、店舗面積（小売業を行うための店舗の用に供される床面積をいう。以下同じ。）が三千平方メートル以上の店舗

ロ　イに掲げる市以外の市及び町村の区域内にあっては、店舗面積が千五百平方メートル以上の店舗

附　則

この規則は、法の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

○公正取引委員会規則第四号

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）第十二条の規定に基づき、消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則を次のように定める。

平成二十五年九月十日　　公正取引委員会委員長代理委員　濵田　道代

消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則

（消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の実施届出）

第一条　消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「法」という。）第十二条の規定により、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為をしようとするものは、あらかじめ様式第一号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　一の事業者団体が共同行為をしようとする場合又は二以上のものがする共同行為に事業者団体が参加しようとする場合には、当該事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。次条において同じ。）の名称、設立に係る根拠法、住所、代表者の氏名、構成事業者の数及び構成事業者のうち中小事業者が三分の二以上である旨を記載した書類

二　共同行為に係る協定書又は共同行為を議決した会議の議事録を作成している場合には、その写し

（消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の実施届出）

第二条　法第十二条の規定により、消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為をしようとするものは、あらかじめ様式第二号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　一の事業者団体が共同行為をしようとする場合又は二以上のものがする共同行為に事業者団体が参加しようとする場合には、当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体の数及び構成事業者のうち中小事業者が三分の二以上である旨を記載した書類

二　共同行為に係る協定書又は共同行為を議決した会議の議事録を作成している場合には、その写し

3　この条の規定に基づく届出をしようとするものが前条の規定に基づく届出を同時にしようとする場合には、様式第一号による届出書及び様式第二号による届出書に共通する事項については様式第二号による届出書の記載を省略し、又は前項に掲げる書類の添付を省略することができる。

（変更届出）

第三条　第一条又は前条の規定に基づく届出をしたものは、当該届出書に記載した事項を変更しようとする場合（事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体に変更が生じる場合を含む。）には、あらかじめそれぞれ様式第三号又は第四号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。この場合において、第一条第一項又は前条第一項の届出書の記載事項のうち変更をしない記載事項については、その記載を省略することができる。

2　前項の届出書には、第一条第二項又は前条第二項に掲げる書類のうち変更しようとする事項に関する書類を添付しなければならない。

3　前条第三項の規定は、この条の規定に基づく届出について準用する。この場合において、前条第三項中「様式第一号」とあるのは「様式第三号」と、「様式第二号」とあるのは「様式第四号」と読み替えるものとする。

（廃止届出）

第四条　前三条の規定に基づく届出をしたものは、当該届出に係る共同行為を廃止した場合には、遅滞なく、様式第五号による届出書一通を公正取引委員会に提出しなければならない。

附　則

この規則は、法の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。